

ふるさと企業経営承継円滑化事業

(事業創継・再編統合型)

事業概要説明

目次

1. 助成事業対象者および事業内容	3
2. 助成対象経費	10
3. 助成率・助成対象期間	13
4. 応募方法	16
5. 募集スケジュール	19
6. 採択基準	20
7. 今後のスケジュール	21

1. 助成事業対象者および事業内容(1/3)

助成対象となる事業は、**近親者以外の第三者が後継者不在の企業を引き継ぐ際**の事務所や工場などの改装、設備導入、設備承継、技術承継などの取組みであり、**令和2年5月1日から令和3年1月31日までに事業引継ぎを行った、または行うことが条件です**

事業を譲り渡す県内小規模事業者の条件

- ・小規模事業者であること
- ・**創業30年以上**であること
- ・代表者が満60歳以上であること
- ・後継者が不在で事業継続が困難であり廃業予定であること
- ・自社独自の技術等を用いて商品の製造・加工・販売、サービスの提供を行っていること

※優れた技術・サービス等を有する事業の引継ぎを行う必要があります。

助成事業対象者および事業内容(2/3)

助成事業対象者	助成対象となる事業内容
<p>①代表者が満60歳以上かつ創業30年以上で、自社独自の技術等を用いて商品の製造・加工・販売、サービスの提供を行っている県内小規模事業者の事業引継ぎを令和2年5月1日から令和3年1月31日までに行った、または行う予定の以下のアからエのいずれかの者</p> <p>ア 満20歳以上満50歳未満の個人</p> <p>イ 代表者が満20歳以上満50歳未満の県内中小企業者</p> <p>ウ 県内中小製造業者(日本産業分類の中分類において、自ら実施する事業と同じ分類の事業引継ぎを行った、または行う予定の者に限る。)</p> <p>エ 当該事業引継ぎにより、ア、イの代表者、またはウの代表者が新たに代表者となった県内小規模事業者</p> <p>② 福井県の後継者全国公募プロジェクトにより、県内小規模事業者にて研修を行った者</p>	<p>以下の①から④のいずれか、または①から⑤の複数の事業内容</p> <ul style="list-style-type: none">① 事業用建物の改装② 設備の導入③ 設備の承継④ 技術の承継⑤ その他、上記に附帯する取組み

※福井県事業承継ネットワーク参加機関と連携して事業計画(様式第1)を策定し、今後も事業を継続する意欲があるものに限る

※みなし大企業、フランチャイズ契約を締結して事業を行っているものは除く

助成事業対象者および事業内容(3/3)

過去3年間に下記の県産業労働部関係補助金等を受けた方は、**対象外**となります。

- ・ おもてなし産業魅力向上支援事業助成金
- ・ おもてなし商業エリア創出事業【ハード整備等】(個店改修支援分)補助金
- ・ ふくいの老舗逸品承継発展事業助成金
- ・ ふくいの老舗企業チャレンジ応援事業助成金
- ・ ふるさと企業経営承継円滑化事業(事業改善型)助成金
- ・ ふるさと企業経営承継円滑化事業(事業創継・再編統合型)助成金
- ・ ふくいの逸品創造ファンド助成金
- ・ 新分野展開スタートアップ支援事業助成金
- ・ 創業支援事業助成金
- ・ U・Iターン移住創業支援事業助成金
- ・ 繊維企業連携新素材開発等支援事業補助金
- ・ 将来のふくいを牽引する技術開発支援事業補助金
- ・ 産学官金連携技術革新推進事業補助金

小規模事業者・中小企業者とは

	中小企業基本法		小規模事業者支援法
	中小企業者		小規模事業者
業種	資本金または従業員		従業員
製造業その他	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	5,000万円以下	100人以下	5人以下
サービス業のうち 宿泊業・娯楽業			20人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

申請者: 事業を譲り受ける
中小企業者

事業を譲り渡す
小規模事業者

事業引継ぎとは

「事業引継ぎ」とは

事業譲渡などにより、**事業の全部または一部を近親者以外の者に事業承継**することを言います。

※「近親者」とは、配偶者、直系血族、3親等内の傍系血族または3親等内の姻族をいいます。

事業承継とは

「事業承継」とは

会社の場合、交付申請時点の代表取締役が退任し、後継者が代表取締役に就任することなど

個人事業の場合、商号(屋号)や経営資源を承継(現代表は廃業届、後継者は開業届を提出)することなど

※事業引継ぎの方法(事業譲渡・合併等)により事業引継ぎを確認する際に提出いただく書類が異なります。

※事業を譲り渡す県内小規模事業者の代表者が令和3年1月31日までにどうしても退任や廃業届を提出できない特別な事情がある場合はご相談ください。

福井県事業承継ネットワーク参加機関とは

<p>支援機関</p>	<p>商工会議所 商工会</p> <p style="text-align: right;">など</p>
<p>金融機関</p>	<p>銀行(福井銀行、北陸銀行、北國銀行、福邦銀行) 信用金庫(福井、敦賀、小浜、越前)</p> <p>※各金融機関の支店との連携可</p> <p style="text-align: right;">など</p>
<p>士業団体</p>	<p>北陸税理士会福井県支部連絡協議会(税理士) 日本公認会計士協会北陸会福井県支部(公認会計士) 福井弁護士会(弁護士) 福井県司法書士会(司法書士) 福井県行政書士会(行政書士) 福井県中小企業診断士協会(中小企業診断士) 福井県社会保険労務士会(社会保険労務士)</p> <p>※士業団体に所属する士業との連携可</p>

※交付要領別表1参照 9

2. 助成対象経費 (1/3)

事業実施のために必要となる経費であり、以下の①～③の条件をすべて満たすものを対象とします。

- ① 事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 交付決定日以降の契約・発注により発生かつ事業期間内に支払いが完了した経費
※交付決定日： 採択された後に発行される「交付決定通知書」の日付
- ③ 証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費
※証拠書類： 見積書や発注書(契約書)、納品書、請求書、領収書など

助成対象経費 (2/3)

経費区分		内 容
事業用建物の 改装費	建物修繕費	事業用建物の改装に要する経費(デザイン料等の設計に要する経費を含む)
	構築物費	構築物の購入、建造、改良、据付、修繕又は借用に要する経費
設備導入費	機械装置費	機械装置等の購入、製造、改良、据付、修繕又は借用に要する経費
設備承継費	機械装置費	事業を引き継がれる県内小規模事業者が使用していた中古の機械装置等の購入、改良、据付又は修繕に要する経費
技術承継費	謝金	事業を引き継いだ後、当該事業所において、先代代表者から技術を承継するために指導、助言を受ける経費(1日上限1万円、1カ月上限20万円)
建物改装、 設備導入、 設備承継、 技術承継に 附帯する経費	工具・器具・備品	工具・器具・備品の購入、据付又は借用に要する経費
	広報費	印刷物作成費、広告媒体の活用等の助成事業に要する経費
	その他	支援センターが助成事業に必要と認める経費

- ※ **中古の機械装置等の購入費は専門家により評価された額を助成対象経費**とします。
- ※ 建物修繕(例)： 事業所の内外観の改装、店舗リニューアルに伴う改装など
- ※ 構築物とは、看板や広告塔、塀などをいいます
- ※ リース、レンタルの場合は、助成事業期間中に支払われた経費が対象となります

助成対象経費 (3/3)

[助成対象にならない経費]

- ・ グループの各企業の間取引にかかる費用
- ・ 中古の機械装置等の購入費のうち、専門家により評価された額を超えた部分の金額
- ・ 給排水工事(据付工事を除く)、運搬費、諸経費、不動産の購入費、保証金、敷金、保険料、公租公課(消費税及び地方消費税額を含む)
- ・ 飲食費、接待費、交際費、遊興、娯楽に要する費用
- ・ 直接売上や利益につながる費用(ただし、当該事業で作成するパンフレットやホームページ等による宣伝・広告の際に、当該商品の説明や価額、申込方法等を記載することはこの限りではない。)
- ・ フランチャイズ契約、代理店契約等における保証金、加盟金、契約金等
- ・ 他の国、県、市町の補助金の補助対象となっているもの
- ・ 不動産貸付業、駐車場業または自転車駐車場業にかかる経費
- ・ その他、公的資金の用途として社会通念上、不適切と判断する経費(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第121号)第2条により定める営業内容等)

3. 助成率・助成対象期間

助 成 率	助成限度額	助成対象期間
対象経費の 3分の2以内	300万円 以内	次のいずれかから選択できます。 <u>1年計画</u> 交付決定日～令和3年1月31日 <u>2年計画</u> 交付決定日～令和4年1月31日 1年目(交付決定日～令和3年2月15日) 2年目(令和3年4月1日～令和4年1月31日)

- ※ 採択の状況により、助成限度額が減額になる場合があります。
- ※ 助成対象期間は1年計画と2年計画で異なります。
- ※ 事業開始後に「1年計画」から「2年計画」への変更はできません。
- ※ 助成金の交付は、事業完了日の約1ヵ月～1ヵ月半後となります。
助成事業期間中は自己資金や借入金等で必要な資金を調達する
必要があります。

【注意事項】2年計画で事業期間を設定する場合

注意①

助成金の交付・
支払いは
年度ごと(一括
請求は不可)

<1年目>

交付申請①

令和2年度分対象経費および助成希望額

助成対象
経費
XX 円

2/3以内

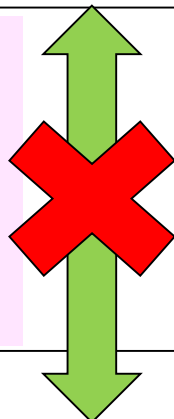
助成希
望額
XX 円

確定検査①

令和2年度分
助成金支払

注意②

対象経費の
・次年度繰越
・前年度前倒し
は不可



注意③

1年目と2年目の助成希望額合計が
300万円以内

<2年目>

交付申請②

令和3年度分対象経費および助成希望額

助成対象
経費
XX 円

2/3以内

助成希
望額
XX 円

確定検査②

令和3年度分
助成金支払

【事業実施例】 対象経費が480万円の場合

(単位:万円)

	助成対象経費	助成希望額
令和2年度分	180	120
令和3年度分	300	180
合計	480	300

注意①

助成金の交付・支払いは年度ごと(一括請求は不可)
⇒令和2年度または令和3年度に一括で助成金を請求できない

注意②

対象経費の次年度繰越、前年度前倒しは不可
例)1年目助成対象経費が決算額90万円だった場合
⇒助成金額は90万円×2/3=60万円
当初助成希望額:120万円 確定助成金額:60万円
このとき、残額の60万円の2年目への繰越は出来ない。

注意③

1年目と2年目の助成希望額合計が300万円以内

例) 令和2年度 180万円×2/3=120万円 } 合計320万円
令和3年度 300万円×2/3=200万円

⇒助成限度額300万円<320万円なので以下のような調整が必要

<助成希望額(調整後)>

令和2年度 120万円

令和3年度 200万円-20万円=180万円

合計 300万円

4. 応募方法

事業計画の作成から提出の流れ

- ① 福井県事業承継ネットワーク参加機関に相談
↓
- ② 様式に従って作成(機関が作成する「意見書」等
関係書類をそろえる)
↓
- ③ 産業支援センターに提出

※応募様式は、産業支援センターホームページからダウンロードできます。

ふるさと企業経営承継円滑化事業(事業創継・再編統合型)
(<https://www.fisc.jp/subsidy/jigyousoukeisaihentougou/>)

添付書類(様式第1に記載してあります) (1/2)

- (1) 申請者等の詳細(別紙1)
- (2) 事業実施計画書(別紙2、3)
- (3) 収支予算積算内訳(別紙4)
- (4) 中期経営計画(別紙5)
- (5) 【個人事業者】住民票(応募日以前3カ月以内に発行、マイナンバー不要)
- (6) 直近三期分の決算書資料(損益計算書、貸借対照表、勘定科目内訳明細書)
※個人事業主の場合は、直近三期分の確定申告書
- (7) 直近の確定申告書別表二(同族会社の判定に関する明細書) ※法人のみ
- (8) 申請者の代表者の年齢がわかるもの(運転免許証など(中小製造業者は不要))
- (9) 事業を譲り渡す県内小規模事業者の代表者の年齢がわかる書類
(運転免許証など)
- (10) 事業を譲り渡す県内小規模事業者の創業年が証明できる書類

添付書類(様式第1に記載してあります) (2/2)

- (11) 県税に滞納がない旨の証明書(応募日以前1カ月以内に発行)
または県税の納税状況の確認について(別紙6)
- (12) 会社概要のわかるもの(パンフレット等)
- (13) **写真(事業所の内外観、主な商品・サービス、改装箇所等)(別紙7)**
- (14) **【代表者が満60歳以上の場合】事業承継診断票(別紙8)**
- (15) **【新型コロナウイルスの影響を受けている場合】**
新型コロナウイルスの影響による売上減少に係る証明書(別紙9)
および根拠書類
【事業継続計画(BCP)を策定している場合】
BCPの写し(計画期間内のものに限る)
【経営革新計画の承認を受けている場合】
県からの経営革新計画の承認通知の写し(計画期間内のものに限る)
- (16) **意見書(様式第2)** ※連携(相談)した福井県事業承継ネットワーク参加機関が作成

5. 募集スケジュール

(1) 募集期間

令和2年5月27日(水)～**6月30日(火)**

[17:00まで 当日必着]

※応募状況により募集期間終了後も翌年1月末まで随時受け付けします。
(予算がなくなり次第終了)

(2) 提出方法

原則、事務局へ郵便又は宅配便

※止むを得ない場合は持参でも可

(3) 提出先

(公財)ふくい産業支援センター 4階 販路・資金支援部

6. 採択基準

次に掲げる基準を総合的に勘案し、予算の範囲内で採択します。

- ① 事業引継ぎにより引き継ぎたい
技術または商品・サービスに**優位性**があること
- ② 事業に**成長性、継続性**が見込まれること
- ③ **地域経済への波及効果**が見込まれること
- ④ 加点項目(交付要領参照)

※審査委員会で計画書の内容を審査します。上記に掲げる条件のほか、計画内容が適切かつ十分な成果を期待し得る事業であるかなども考慮されます

※**交付決定は8月中旬を予定しています**

7. 今後のスケジュール

時期	項目
5/27(水)～6月30日(火)	募集期間
7月	審査会
8月中旬	採択・交付決定
交付決定後	事業開始 ※発注・契約が可能となります。

※応募状況により募集期間終了後も翌年1月末まで随時受け付けします。(予算がなくなり次第終了)

注意点

- ※採択の時期については、前後する可能性があります。
- ※交付決定日以降の発注・契約のみ助成対象となります。
- ※助成金の支払いは助成期間終了後の精算払いとなります。

「事業創継・再編統合型助成金の件で・・・」

お問い合わせ・ご相談は下記まで

お気軽にご連絡ください

(公財) ふくい産業支援センター

販路・資金支援部 資金支援グループ



〒910-0296

坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16

(福井県産業情報センタービル内)

TEL 0776-67-7406 FAX 0776-67-7419

E-mail shikin-g@fisc.jp URL <https://www.fisc.jp>